

第一号から連載している白井正志保団連事務局長の講演「保団連活動の現状と課題について」のうち、今回は「日医執行部と保団連との関係」の部分を抜粋して紹介します。なお、この講演要旨は、保険医通信昭和五十年一月号に全文掲載されています。

現在の日医、主として日医執行部と保団連の関係がどうなっているかというところについてお話しします。

保団連は開業医の自主的団体だとうまいことを言つて、いろんな活動をし、組織を増やしているけれど、あるところまでいたら、ある日突然、日医会長でもとるんじゃないか、医師会分裂させるんじやないか、このように疑問をもたれている先生も中にはいます。しかし保団連は医師会とは全く別の組織ですから、保団連が六万の開業医を会員として組織するに至つてもそういうことはいえません。医師会と協力を強めていく立場であります。

ただしこれは、要求政策の一一致点で協力するものですか

ら無原則的に、無条件で協力するというものではありません。

一致点では診療報酬の問題とか28ペーセントを維持す

るとかいろいろあるわけです。

不一致点では、今大きな点だけをあげるとつぎのようなものがあります。

第一は、現在の日医執行部のひとりよがりな方針、これには保団連は賛成できません。

端的に言えば、医療の問題は医師だけに任せておけ、素人はいいっさい口をだすな、いうことです。医療といふものは国民と医師が相互に信頼し合

つていくという基礎の上にの

任と負担を強め、医療問題を

現れていたのであります。

第一には、国と大企業の責

任と負担を強め、医療問題を

現れていたのであります。

第三回連載

日医執行部と保団連

保団連事務局長

志 正 井 白

みに発展するものであり、医師の要求もその上にたって実現できるものだと考えています。最近医師会雑誌その他にいろいろ書いているのを見るといふと、外部にむかっては医療の問題に医師以外は口に出すな

解決するといふことは、保団連の医療改善、要求実現運動にとって非常に重要な柱です。

十月定例研究会

金沢大学医学部第三内科講師 上野聖満先生

上野聖満先生

日本国憲法にも明確になつてゐるよう、また今日の社会で確になつていますが、社会の責任、国の責任です。このような点から保団連は、国と大企業の責任と負担を強めるということで、診療報酬の問題でも国庫負担を政策健保に分割せという要求や、弾力条項は発動するな、延期せよと企業の責任と負担を強めるということで、診療報酬の問題でも国庫負担を政策健保に分割せという要求や、弾力条項は発動するな、延期せよと企業の責任と負担を強めるということで、診療報酬の問題でも国庫負担を政策健保に分割せという要求や、弾力条項は発動するな、延期せよと企業の責任と負担を強めると

いうような要求もだしています。ところが現在の日医の場合は違った態度をとっています。簡単にいえば、健康保険料は全額被保険者が持てといふ風な考え方です。

社会保険といふものは、全部被保険者、国民がもつべきだ、どうしても自分で負担する能力のない部分、生活保護の適用を受けている部分にだけ国庫補助は行なうというような考え方です。

このような考えが基礎になっている保険統合論、地域老人、産業の三本立保険統合論も展開されているのです。

この考え方の基礎には、昭和44年自民党の国民医療対策大綱がだされ、その中で言わされている受益者負担、相互扶助

というようなことがあります。このように医療のあり方、

これまで練習なしで比較的成

功した方法は二つある。一つは、アーチャーの弓矢を用いて、矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

二十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

三十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

四十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

五十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

六十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十八つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

七十九つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十一つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十二つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十三つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十四つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十五つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十六つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げて、矢が矢張りの位置に当たるか否かを判定する方法である。

八十七つ目は、アーチャーの弓矢を矢張りの距離で投げ

保険診療の知恵

一、胆のう造影の透視は請求できる。
 但し、単なる位置ぎめの透視は請求できない。
 (実例) 胆のう部に圧痛あり透視で確認した、等の理由

好評

医療事故をどう防ぐか

(京都協会編さんパンフより転載)

④ 注意義務の基準

注意義務完全なれば医療事故はありません。
 注意義務は次のとく。
 a・明文化されているもの。
 (医師法による指導義務等)
 b・社会通念上の常識的判断に任されているもの。
 (bがほとんどの事件を占める)。

一般的基準
 普通の医師(専門なら専門医)としての平均的水準が基準。これに、時代の進歩とか、専門、非専門の別、都会と田舎ではある程度の注意義務がある。

c 地域・環境により注意基準により、医療をすすめる義務

会員、設備の有無等が注意義務としての平均的水準が基準。これに、時代の進歩とか、専門、非専門の別、都会と田舎ではある程度の注意義務がある。

の付記が必要です。

二、病名がはつきりしない初診の場合は〇〇症候群とか、高熱・敗血症など。

(注) この主訴により、リウマチの検査に加え、胃透視・肝機能・肺のX線その他多様な検査が可能になります。

主訴と病名を失印でつなぎレセプトに書く事も可能です。

この利点は、初診日が一度ですむ事、最初から必要な治療や検査が十分に行なえる事、あとから検査や治療に合せて病名を列記する様な愚をさせられる事、等です。

(実例) 感冒性症候群→リウマチ

一、倦怠感・食欲不振→肝炎

熱

二、倦怠感・食欲不振→肝炎

三、慢性疾患の転機について
 繼続のままでは、再診料十慢性疾患指導料で初診料のみ合請求できる尿検ウロラブスティクス等の56点が請求不能となります。二・三ヶ月おきに、ぱつりぱつりと来院される患者さんの際考慮されるべき問題でしよう。

准に差がある。
 (判例) 三毛島事件……離れた小島に婦人科の老先生一人、眼病患者がお客。「東京さ行くか」「東京は遠くてイヤ」……そのうち悪化。結局慶應病院で縁内症、眼摘。患者曰く「三毛島の医者が手遅れにした」

谷直家先生による「心不全とその治療」と、石川県にも一度訪れていた京都府保険医協会副理事長・新井多聞先生による「京都の保険診療」

講演は京大医学部講師・熊谷直家先生による「心不全とその治療」と、石川県にも一度訪れていた京都府保険医協会副理事長・新井多聞先生による「京都の保険診療」

准に差がある。
 なお、当日会場にて六名の保団連個人会員への入会があり、また、社保審査委員長や専任審査員の先生方の出席もあり、福井県下の保険医に大きな波紋を呼んだようでした。

一日(水) 石川保険医新聞第一回発刊
 十一月活動日誌
 協会活動日誌
 一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

福井県で初の診療内容向上会開く

北陸の地・石川に統いて福井にも保険医協会をつくる足掛りとして十月二十六日、三井生命福井支社にて保団連主催による始めての学術講演会が開かれ、二十数名の出席者がありました。

挂りとして十月二十六日、

福井県にも保

医協会をつくってほしいと

の要望が強く打ち出されました。

なお、当日会場にて六名の

保団連個人会員への入会があ

り、また、社保審査委員長や

専任審査員の先生方の出席も

あり、福井県下の保険医に大きな波紋を呼んだようです。

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大幹事会に出席
 十五日(水) 第十五回保険診療研究会に出席

一日(水) 石川保険医新聞第4号発刊
 五日(日) 京都協会理事者との懇談
 七日(火) 定例理事会
 九日(木) 第九回新聞部会
 一二日(木) 保団連第六回拡大